

(D. U - N E T オプションサービス)

## IP 電話(050 番号)サービス 重要説明事項

### 1. サービス名称

「IP 電話(050 番号)サービス」、「IP 電話(050)サービス(F)」

(提供先建物により上記何れか一方が提供される)

### 2. サービス提供者

D. U - N E T 株式会社

### 3. サービスに関する約款および規約

- ・当社が定める『「IP 電話」サービス利用規約』、『IP 電話アダプター貸出サービス規約 (IP 電話)』に基づいて提供されます。
- ・本サービスの内容、その他詳細は当社ホームページ上に掲載し、改定の際は最新版が適用される。

### 4. サービス内容

- ・本サービスは050番号を付与するIP電話サービスです。
- ・緊急通報用電話番号やフリーダイヤル等、一部発信できない番号があります。
- ・FAXでのご使用は保証しておりません。
- ・サービスの最低利用期間は課金開始日から2カ月です

### 5. サービスの利用開始にあたり

- ・当社が申込者確認を行ってから通常10営業日前後でIP電話アダプターを送付いたします。
- ・IP電話アダプター(レンタル)をご利用場所へ送付致しますので所定の手順にて機器へ接続しご利用ください。
- ・電話番号(050番号)は、当社指定の番号をご使用いただきます。番号は選択頂けません。また電話番号の事前告知も承れません。

- ・当社が申込者確認を行ってから通常 10 営業日前後で I P 電話アダプターを送付いたします。

## 6. 料金について

- ・ユニバーサルサービス料は、半年毎にユニバーサルサービス支援機関により改訂されることになっております。

- ・料金のお支払方法はクレジットカード支払のみです。

## 7. 退会について

- ・退会手続は解約したい月の 22 日までに事務局へ届け出てください。23 日～末日までの届け出は翌月の解約となります。

- ・退会后 I P 電話アダプターはお客様の責任において直接事務局へ返却下さい。

- ・ I P アダプターを紛失した場合、規定の損害金をお支払い頂きます。第三者に預けた I P 電話アダプターが紛失した場合も同様です。

以上

## 「IP 電話」サービス利用規約

### 第1条（定義）

1. IP 電話は、D. U - N E T株式会社（以下、「事務局」といいます）が「IP 電話」サービス利用規約（以下、「本規約」といいます）に基づき提供する付加サービスです。

2. 本規約における用語を以下の通り定義します。

- (1) 「IP 電話」とは、関連契約事業者が提供する I P 電話基盤を利用して提供するサービスをいいます。
- (2) 「協定事業者」とは、事務局と協定を締結している電気通信事業者をいいます。
- (3) 「関連契約事業者」とは、事務局と本サービスの提供に関する契約を締結している電気通信事業者をいいます。
- (4) 「IP 電話」とは、関連契約事業者と提携している楽天コミュニケーションズ株式会社の FUSION IP-Phone 基盤を利用した IP-Phone サービスを利用して事務局が利用対象者に対して提供する I P 電話サービスをいいます。（以下、「本サービス」といいます）
- (5) 「I P 電話アダプター」とは、I P 電話機能を有するアダプターをいいます。
- (6) 「レンタル規約」とは、事務局が利用者に提供する IP 電話アダプター貸出サービス規約をいいます。
- (7) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気設備をいいます。
- (8) 「I P 網」とは、インターネットプロトコルにより符号、音響または映像の伝送交換を行うための電気通信回路設備をいいます。
- (9) 「利用回線」とは、事務局が提供するインターネット接続サービスに係わる契約者が利用するインターネット接続用回線をいいます。
- (10) 「相互接続点」とは、事務局と事務局以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係わる電気通信設備の接続点をいいます。

### 第2条（本サービスの入会）

1. 本サービスの利用希望者は、本利用規約を承認した上で、事務局が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申込みものとし、事務局がこれを承諾し、手続が完了した時点で本サービスの利用契約が成立して利用資格を得、サービス会員となるものとします。

2. 前項に定める申込について、利用希望者が以下のいずれかに該当することを事務局が確認した場合、事務局はその申込を承諾しない場合があり、利用希望者は予めこれを了承するものとします。

(1) 利用申込に当たり、虚偽に記載、誤記があった場合

(2) その他、業務の遂行上もしくは技術上、支障をきたすと事務局が判断した場合

3. 事務局は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によるものとします。

### 第3条（個人情報の届出）

1. サービス会員は、住所、対象クレジットカード番号、有効期限、その他既に事務局に届出している個人情報に変更があった場合には、速やかに事務局が別途指定する手続に従って変更の届出をするものとします。

2. 前項の届出がなかったことでサービス会員が不利益を被ったとしても、事務局は一切その責任を負わないものとします。

### 第4条（本サービスの退会）

1. サービス会員が、事務局の別途指定する手続に従って、各暦月の22日までに本サービス利用の終了を申し入れた場合、当暦月の末日をもって、当該サービス会員と事務局との間の本サービス利用契約は解約され、事務局による本サービスの提供は終了するものとします。尚、各暦月の23日から末日までの申し入れについては、翌暦月をもって本契約は解約されるものとします。

2. 本条に従い、IP電話アダプターの貸与を受けているサービス会員が本サービスを解約する場合、当該サービス会員は、事務局の指示に従い本サービスの利用のために貸与を受けたIP電話アダプターを返還するものとします。但しレンタル規約または事務局からの特段の指示がある場合にはこの限りではありません。

3. 本条に従い本サービス利用契約が終了した場合、サービス会員は、事務局による本サービスの提供が終了する日までに発生する事務局に対する債務の全額を、事務局の指示に従い支払うものとします。なお事務局は、本サービスの利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該サービス会員に対して払い戻す義務を負わないものとします。

4. サービス会員が、本サービスの利用資格を全て失った場合、事務局は解約したものとみなします。

## 第5条（設備等の準備）

1. サービス会員は、本サービスを利用するために必要な通信機器、これらに付随して必要となる全ての機器の準備、ならびに事務局が別途提供している接続サービスへの申込等を、自己の費用と責任において行うものとします。

2. 事務局は、サービス会員が本サービスを利用するにあたり使用する通信機器、これらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、事務局の管理する設備、システムもしくはソフトウェアの改造、変更、追加をし、または本サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。

## 第6条（本サービスの内容）

1. 事務局は、サービス会員に対し、本利用規約に基づきサービス会員に対して通知する内容に従って以下の各号に掲げる音声通信サービスを提供するものとします。

### （1）IP-IP音声通信サービス

イ) 本サービスを利用する他のサービス会員との音声通信サービス

ロ) 関連契約事業者と提携している楽天コミュニケーションズ株式会社が相互接続に関して、協定をとりかわしている他社の音声通信サービスの加入者との音声通信サービス

### （2）IP-電話網等音声通信サービス

サービス会員の利用回線から、関連契約事業者と提携している楽天コミュニケーションズ株式会社が協定をとりかわしている電気通信事業者の電話サービスの加入者への音声通信サービス

2. 前項の定めに従い本サービスの利用対象となる通話については、自動的に本サービスが利用され、他の電気通信事業者が提供する通話サービスは利用できなくなります（マイライン、マイラインプラス等、他の電気通信事業者が提供する優先接続に関するサービスも同様に利用できなくなります）。

3. 本サービスを利用して行われた通話は、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。

## 第7条（本サービスの提供地域）

1. 本サービスにおけるサービス会員の利用回線の終端は、事務局が別途定める地域に限定されるものとします。

2. 相互接続点の接続場所等の条件については、事務局と事務局以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

#### 第8条（IP電話アダプターの貸与）

1. 事務局は、「IP電話アダプター貸出サービス規約」（以下「レンタル規約」）に従い、IP電話アダプターをサービス会員に貸与するものとします。

2. サービス会員が、レンタル規約に従い、本サービスの利用の申込時に、IP電話アダプターの貸与を希望した場合、事務局より1台貸与されます。この場合において、事務局はIP電話アダプターの郵送にともなう費用を負担するものとします。

3. サービス会員は、本条で規定するIP電話アダプターの貸与を受けた場合において、当該IP電話アダプターの管理責任を負うものとします。万が一、当該IP電話アダプターを汚損、破壊、紛失した場合または盗難された場合には、事務局はサービス会員に対してレンタル規約等で規定する損害金を求めることができるものとします。

4. サービス会員が事務局からの貸与のため一度発送されたIP電話アダプターを故意または過失により返送したときは、サービス会員が再度当該IP電話アダプターの使用を要望した場合においても、事務局は、当該IP電話アダプターの再貸与および再発送をしないものとします。

5. サービス会員が、利用契約を解約した場合には、貸与を受けたIP電話アダプターを事務局が指定する場所へサービス会員の責任と費用負担にて、速やかに返還するものとします。

#### 第9条（IP電話アダプターの取扱い）

1. 第8条で規定するIP電話アダプターは、事務局がサービス会員の登録を確認次第、サービス会員の登録先の住所宛に順次発送されるものとします。但し、当該IP電話アダプターがサービス会員に届く日については、事務局は予め確約するものではありません。

2. IP電話アダプターの到着遅延により、被ったサービス会員または第三者の損害に関して、事務局は責任を負わないものとします。

#### 第10条（電話番号の付与）

1. 事務局は、サービス会員に対して、本サービスに必要な電話番号（050-x x x x-x x x x）（以下、「IP電話番号」といいます。）を1世帯に対して1つ付与するものとします。

2. サービス会員は、一度付与された I P 電話番号の変更の請求はできません。

#### 第 1 1 条 (通話の発信)

サービス会員は、以下の各号に定める場合においては、I P 電話で発信ができないことを予め確認するものとします。事務局は、サービス会員が以下の各号の番号に発信できないことにより被った損害に関しては、一切責任を負いません。尚、サービス会員が別途一般加入電話サービスに契約している場合には、一般電話会社網に切り替えて発信することになるため通常の電話での通話料がかかることを予め確認するものとします。

- (1) 1 1 0, 1 1 9 などの緊急電話に代表される 3 桁番号のサービスを利用する場合
- (2) 0 1 2 0, 0 9 9 0 等の高度電話サービスを利用する場合
- (3) ポケベルのサービスを利用する場合

#### 第 1 2 条 (最低利用期間)

最低利用期間は、本サービスの利用契約が成立した日から 2 ヶ月後の月の末日までとします。

#### 第 1 3 条 (利用料金および支払)

- 1. サービス会員は、事務局が別表にて記載する本サービスの料金 (以下「サービス料金」といいます) を事務局が指定する方法で支払うものとします。
- 2. 事務局は、サービス料金を、サービス会員に 3 0 日以上的事前の通知を出すことにより、改定することができるものとします。また、サービス会員は、自らの責任において、サービス料金の変更通知を確認する義務を有しており、サービス料金に変更された後に、サービス会員が本付加サービス利用契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとします。

#### 第 1 4 条 (料金の計算方法)

- 1. 事務局は、サービス料金について、本利用規約に別途定めがある場合を除いて毎月所定の締め日 (以下、「締め日」といいます) にて、別表に定めるサービス料金表の規定に従い月額計算した上、当該締め日が属する料金月の料金を請求するものとします。

2. 初期登録料および I P 電話アダプター初期設定費の計算については、次のとおりとします。

- (1) 初期登録料および I P 電話アダプター初期設定費は、利用契約の開始日の当月末日を締め日とし、サービス料金表の規定に従い利用契約の開始月の翌月に支払うものとしします。
- (2) サービス会員は、契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、初期登録料および I P 電話アダプター初期設定費の全額を支払うものとしします。

3. 基本料金の計算については、次のとおりとします。

- (1) 基本料金は、毎月末日を締め日とし、サービス料金表の規定に従い月額計算し、当該締め日が属する料金月の翌月に支払うものとしします。但し、利用契約の開始月においては、基本料金は無料といたします。
- (2) 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合、当該利用契約が終了した月の月末までの基本料金を支払うものとしします。
- (3) サービス会員は、契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の基本料金の全額を支払うものとしします。

4. ユニバーサルサービス料の計算については、次のとおりとします。

- (1) ユニバーサルサービス料は、毎月末日を締め日とし、サービス料金表の規定に従い月額計算します。
- (2) サービス会員は、契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のユニバーサルサービス料の全額を支払うものとしします。

5. 通話料の計算については、次のとおりとします。

- (1) 通話料は、毎月末日を締め日として、事務局が測定した通話時間とサービス料金表の規定に従い月額計算し、当該締め日が属する料金月の翌々月に支払うものとしします。
- (2) 本サービスの中で I P - I P 音声通信サービスを利用するサービス会員間の通話については、通話料はかかりません。
- (3) 事務局の機器の故障等により通話時間を正しく測定することができなかつた場合サービス会員は、サービス料金表の規定に従い算定した料金額の支払いを要するものとしします。この場合において特別の事情があるときは、当該サービス会員と協議し、その事情を斟酌するものとしします。

(4) 本サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、事務局の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合、サービス会員に事前に通知することなく I P 電話アダプターにより自動的にサービス会員が加入している電気通信事業者等の提供する通話サービスの利用となる場合があります。この場合の通話料等については、当該電気通信事業者等の定める料金が適用されることとなりますが、当該通話料等に関しては、事務局は一切責めを負わないものとします。

6. サービス会員が、I P 電話アダプターの貸与を希望した場合のレンタル料については、次のとおりとします。

(1) レンタル料は、毎月末日を締め日とし、サービス料金表の規定に従い月額計算します。但し、利用契約の開始月においては、レンタル料は無料といたします。

(2) 利用契約が解除、解約等理由の如何を問わず終了した場合、当該利用契約が終了した月の月末までのレンタル料を支払うものとします。

(3) サービス会員は、契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のレンタル料の全額を支払うものとします。

7. 事務局は、事務局の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金計算の起算日、締切日を変更することがあるものとします。

#### 第 15 条 (貸与品等の管理義務)

1. サービス会員は、事務局にたいして貸与する IP 電話アダプター、それらに含まれるソフトウェアおよび秘密情報等 (以下、総称して「貸与品等」といいます。) を善良な管理者の注意義務をもってこれを維持・管理するものとします。

2. サービス会員は、貸与品等を分解・改造したり、貸与品等の使用説明書に記載されている使用方法以外の方法で使用したりしないものとします。

3. サービス会員は、貸与品等を、その家族その他事務局が特に認める者 (以下、「関係者」といいます。) 以外の第三者に対して、使用させてはならないものとします。なお、関係者の行為は当該サービス会員の行為とみなされるものとし、本規約の各条項が適用されることにサービス会員は同意するものとします。

4. サービス会員は、貸与品等を貸与、賃貸、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。

5. サービス会員による貸与品等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス会員が負うものとし、本利用規約またはレンタル規約等で特に定める場合を除き、事務局および協定事業者は一切責任を負いません。

6. サービス会員は、貸与品等が盗まれたり、貸与品等の利用に関して何らかの異常を発見したりした場合には、直ちに事務局または協定事業者はその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、事務局または協定事業者からの指示がある場合には、これに従うものとしします。

#### 第16条（通話品質の保証）

1. 本サービスの通話品質はサービス会員の宅内環境および通信速度（接続回線、バックボーン回線含む）等に影響されます。事務局では本サービスにおける通話品質に関しては、理由の如何を問わず一切保証いたしません。
2. サービス会員が本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じられた場合、事務局にその旨を速やかに連絡願います。
3. 事務局が前項に定める連絡を受けた場合、事務局の設備に関する障害の有無について検査を行い、事務局が障害を発見した場合は速やかに修補するものとしします。

付則 本規約は平成 29 年 4 月 10 日より実施するものとしします。

別表

サービス料金表

#### ●IP 電話(050 番号)サービス

初回登録料	IP 電話アダプター 初期設定費	基本料金	IP 電話アダプター レンタル料
500 円	500 円	300 円/月	500 円/月

#### ●IP 電話(050 番号) サービス(F)

初回登録料	IP 電話アダプター 初期設定費	基本料金	IP 電話アダプター レンタル料
-------	---------------------	------	---------------------

500 円	500 円	500 円/月	300 円/月
-------	-------	---------	---------

●通話料 IP 電話(050 番号) サービス、IP 電話(050 番号) サービス(F) 共通

種類	通話料
同一タイプの利用同士の通話	無料
国内固定電話への通話	8.4 円/3 分
国内携帯電話への通話	16.695 円/分
国内 P H S への通話	12.6 円/分 + 1 通話 10.5 円
国際電話	W e b ページに掲載

※上記料金表は、消費税が含まれていません。(国際通話料金は免税です。)

※上記の他にユニバーサルサービス料がかかります。ユニバーサルサービス料は、1 電話番号あたりにユニバーサルサービス機関が算定した金額を毎月ご請求いたします。金額については、半年毎に見直しが行われます。現在の価格につきましては、W e b ページに掲載されております。

※ユニバーサルサービス料は、基本料金に含まさせていただきます。

※お支払方法は、月払いクレジットプランのみとなります。

## IP 電話アダプター貸出サービス規約 (IP 電話)

D. U - N E T株式会社 (以下「事務局」といいます。) は、以下の IP 電話アダプター貸出サービス規約 (以下「本規約」といいます。) に従い、事務局の IP 電話の契約者 (以下「契約者」といいます。) に対して、別表に定める IP 電話アダプターの貸出サービス (以下「本サービス」といいます。) を提供するものとします。

### 第1条 (本規約の変更)

事務局は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によるものとします。

### 第2条 (申込)

契約者は、事務局が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申込みものとします。

### 第3条 (申込の承諾)

1. 事務局は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとします。但し、事務局は事務局の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 事務局の業務の遂行上著しい支障があるとき
- (2) 申込者が事務局への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき
- (3) その他、やむを得ない事由があるとき

### 第4条 (契約の成立)

本サービスの利用希望者は、「IP 電話」の申込の意思表示をし、本利用規約を承知した上で、事務局が別途指定する手続に従って本サービスの利用を申込みものとし、事務局がこれを承諾し、手続が完了した時点で本サービスの利用契約が成立するものとします。

## 第5条（契約内容の変更）

契約申込書に記載された契約者の申込内容に変更があるときは、事前に事務局が別途指定する方法により事務局に通知するものとします。

## 第6条（契約の解約）

契約者が本契約を解約する場合は、解約しようとする月の23日までに事務局が別途指定する方法により事務局に通知するものとします。

## 第7条（契約違反等による解約）

1. 契約者が本規約に違反したときは、事務局は何らの催告なしに、本契約を解除することができるものとします。
2. 前項によらず、「IP電話」サービス利用規約が解約されたときは、事務局は何らの催告なしに、本契約を解約するものとします。
3. 前2項によらず、事務局が本契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
4. 第1項もしくは第2項による本契約の解約は、事務局の契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
5. 本条に基づく解約に伴うIP電話アダプターの撤去および返還に要する費用は契約者の負担とします。

## 第8条（IP電話アダプターの設置および撤去）

IP電話アダプターの設置、移設、撤去については、契約者の費用負担により、契約者が行うものとします。

## 第9条（IP電話アダプターの種類）

本サービスにより提供するIP電話アダプターの種類は、別表のとおりとします。

## 第10条（支払方法）

IP 電話アダプターの使用料、IP 電話アダプターの設置、移設、撤去および保守に要する費用等であって、本契約に基づき契約者が負担する費用等は、事務局が料金表等にて定め、事務局の支払方法に準じて、支払うものとします。

#### 第 1 1 条（責任の制限）

1. 事務局の責めに帰すべき事由により IP 電話アダプターに障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、事務局は事務局の費用負担でその修復に努めるものとします。
2. 前項以外の事由により IP 電話アダプターに障害が発生しその通常の使用ができなくなったときは、契約者の費用負担で事務局はその修復に努めるものとします。
3. 事務局は、IP 電話アダプターの使用障害が発生した場合、前各項に定める修復に努めますが、IP 電話アダプターの使用障害に伴う損害については、事務局に故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとします。
4. 事務局は、IP 電話アダプターの保守点検、修理又は復旧に当たって IP 電話アダプターが接続される通信機器を試験的に利用し、もしくは契約者の土地建物その他工作物に損害を与えた場合、それがやむをえない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
5. 契約者による IP 電話アダプターの使用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても事務局は何人に対しても責任を負わず、契約者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

#### 第 1 2 条（通信機器の機能中断）

事務局は、IP 電話アダプターの保守、点検、修理、撤去等のため、やむをえないときは、契約者の土地建物に設置されている通信機器の機能の全部又は一部を一時的に中断することがあります。

#### 第 1 3 条（契約者からの電気の提供）

IP 電話アダプターの作動に必要な電源および電気は、契約者が提供するものとします。

#### 第 1 4 条（設置場所への立ち入り等）

事務局は、IP 電話アダプターの目的とする機能を維持、拡張する上で必要があると認めるときは、予め契約者の承諾を得たうえ、随時設置場所に立ち入ることができるものとします。

#### 第15条（IP電話アダプターの保管・使用・返還）

1. 契約者は事務局の指示および取扱説明書に従ってIP電話アダプターを取り扱うものとします。
2. 契約者は、善良な管理者の注意をもってIP電話アダプターを使用管理するものとし、IP電話アダプターの譲渡、転貸、改造、申込設置場所以外への移動および事務の回線以外への移設をしないものとします。
3. 契約者は、IP電話アダプターに添付された標識等を除去、汚損しないものとします。
4. 契約者が、自己の責に帰すべき事由によりIP電話アダプターを滅失（修理不能、所有権侵害を含む）又は毀損したときは、代替IP電話アダプターの購入代金相当額に合理的な事務局の手数料を加えた損害金を支払うものとします。
5. 本規約第5条（契約内容の変更）、第6条（契約の解約）、第7条（契約違反等による解約）により、IP電話アダプターの返還の事由が発生した場合、その発生した日後8日以内に原状に復したIP電話アダプターを事務局の指定する方法に従い返還するものとします。但し、これに要する費用は契約者の負担とします。なお、契約者がIP電話アダプターを期日までに返却しない場合は、滅失とみなし、損害金をお支払いいただくものとします。損害金をお支払後、IP電話アダプターをご返却いただきましても、IP電話アダプターの購入代金の返金は一切行いません。

#### 第16条（申込受付業務等の委託）

事務局は、第2条（申込）、第5条（契約内容の変更）および第6条（契約の解約）の申込の受付に係る業務を契約者の契約者回線等と相互接続通信を行う協定事業者等に委託する場合があります。

#### 第18条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

付則 本規約は平成29年4月10日より実施するものとします。

別表

● IP 電話(050 番号)サービス

・利用料金

レンタル料	500 円／月（税別）
-------	-------------

※レンタル料は、毎月末日を締め日とし月額計算し、契約者は当該締め日が属する料金月の翌月に支払うものとします。但し、本サービス提供月においては、レンタル料は無料といたします。

※本サービスの契約が、解約等理由の如何を問わず終了した場合、契約者は当該契約が終了した月の月末までのレンタル料を支払うものとします。

※契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は期間中の基本料金の全額を支払うものとします。

● IP 電話(050 番号)サービス(F)

・利用料金

レンタル料	300 円／月（税込）
-------	-------------

※レンタル料は、毎月末日を締め日とし月額計算し、契約者は当該締め日が属する料金月の翌月に支払うものとします。但し、本サービス提供月においては、レンタル料は無料といたします。

※本サービスの契約が、解約等理由の如何を問わず終了した場合、契約者は当該契約が終了した月の月末までのレンタル料を支払うものとします。

※契約期間中に本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は期間中の基本料金の全額を支払うものとします。

● 損害金 IP 電話(050 番号) サービス、IP 電話(050 番号) サービス(F) 共通

損害金	25,200 円／台（非課税）
-----	-----------------